

子育て世帯臨時特例給付金支給事業における事務費の全額国庫
負担を求める意見書

子育て世帯臨時特例給付金支給事業が、平成26年度に続き27年度も実施される。

これは、もとより、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世代に対して臨時特例的な給付措置として行われるもので、平成26年度においては、当町では、2,587人に対して44,470千円を支給したところである。

さて、この給付金支給に係る事務の性格は、国の説明によれば、自治事務とすることである。しかし、自治体に裁量はなく、すべて国の指示により行っているものであり、給付金はもちろん、給付に関する事務費も全額国が負担すべきである。平成26年度は、給付金及び給付に関する事務費については全額国が負担されたところである。

しかしながら、平成27年度にあっては、当初、事務費は全額国庫負担と通知しながら、その後、基礎額と支給児童数を算出基礎とした支給上限額を設けられた。この算定方法によると、当町のような小規模自治体では、必要な事務費が基準を上回り、町の一般財源を充てなければならなくなる。

町財政が厳しい中、こうした事態は、はなはだ遺憾である。

以上の趣旨から、政府におかれては下記事項の措置をされるよう強く要望する。

記

国の考えに基づき行われる子育て世帯臨時特例給付金支給事業の事務費を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
財務大臣 麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会